

8. インド

米印原子力平和的利用協力協定案（主要点）

（※2007年7月27日、米印両国政府間の交渉妥結。但し未発効。）

1. 原則的事項

- ・ 協定は、両国それぞれの条約、国内法令等に従って履行される。
- ・ 協定は、平和的原子力協力に関するものであり、保障措置下に置かれない原子力活動には影響を及ぼさない。
- ・ 協定に従って移転・生成された核物質等は、核爆発装置及びその研究・開発または軍事目的のために使用してはならない。

2. 協力の内容

- ・ 協定は、原子力関連資機材の供給を含む完全な民生用原子力協力を可能とすることを目的とする。
- ・ 濃縮・再処理に関連する機微技術や重水製造に関連する技術等については、協定を改正することにより、移転が可能となる。
- ・ 米国は、印の核燃料に対する完全なアクセスを確保するための環境整備を確保することを再確認する。また、自国の原子炉への核燃料供給が終身にわたって途絶しないよう、印が戦略的核燃料備蓄を整備する努力を、米国は支持する。

3. 保障措置

- ・ 印は民生用原子力関連資材及び施設を印仕様の保障措置下に永続的に置くこととし、保障措置協定につき IAEA と交渉する。
- ・ 協定に従って移転された全ての核物質と関連機材及びこれらによって使用・生成された全ての特殊核分裂性物質が保障措置下に置かれる。

4. 再処理権

- ・ 両国は、移転された核物質の再処理に関し、相互に同意を与える。この再処理権は、次の手続を経て有効となる。
 - ① 印が保障措置下に置かれた核物質を再処理するための施設を新たに設置する。
 - ② 両国が上記施設での再処理に関する取決め及び手続について合意する。
- ・ 同再処理活動に関連する全ての施設に対し、IAEA 保障措置が適用される。

5. 協力の停止・返還請求

- ・ 両国は、協定の失効前にこれを終了する権利を有する。両国は、この協定を終了させる前に、関連する状況を検討し、協定の終了を求める当事国が挙げる理由に対処するために協議を速やかに開催する。
- ・ 協定の終了を求める当事国は、懸案となっている事項について相互に受け入れることができる解決が不可能と判断する場合または協議による解決が達成できないと判断する場合には、協力を停止する権利を有する。両国は、協力の終了または停止に至る可能性のある状況につき注意深く検討することに合意する。両国は、かかる状況が当事国の安全保障環境の変化に対する深刻な懸念から生じたものなのか、または国家安全保障に影響を与える可能性のある他国による同様の行為への対応として生じたものかについて考慮することに合意する。
- ・ 協力の停止に伴い、両国は、移転された核物質等の返還請求権を有する。返還請求権を行使する当事国は、原子炉の継続的運用の重要性を考慮し、補償等につき合意する。

6. 有効期間

- ・ 協定の有効期間は40年とし、その後10年毎に更新される。

(了)